

## 【声明】教育基本法案の徹底審議を求め、法案に反対する

私たちは、政府提出の教育基本法案については徹底審議を求め、強く反対することを表明いたします。

衆議院では、国民に分るような十分な審議がなされないまま、与党が数の力で強行採決を行いました。この間報道されている各種世論調査をみても、多くの国民が今国会での政府法案の成立を望んでいません。

与党は「審議は尽くされた」と主張しますが、事態は逆で審議は全く尽くされていません。

第1に、「やらせ質問」「いじめ自殺」「未履修の問題」などは、政府・文科省の法案提出者としての資格にかかわる問題があります。

第2に、政府法案は、「いじめ自殺」「未履修の問題」など現実に起きている問題解決にどのように役立つのか、どのようなかわりがあるのかという問題があります。

第3に、短期間でも衆議院での審議、参議院での審議を通じて、政府法案については多くの問題点があることです。例えば、なぜいま教育基本法の全面改定が必要なのか、国民が納得できる改定理由について何も明らかにされていません。政府法案の「不当な支配」とは何を指すのか明確ではありません。政府法案には「教育の目標」として「愛国心」をはじめ20を超える徳目が盛り込まれていますが、国が特定の「道徳規範」を強制し、憲法19条に保障された思想・良心・内心の自由に反するのではないかという危惧があります。私学にとっては、政府法案で「公の性質」の意義自体が現行法と大きく異なるため、政府法案2条の「教育の目標」に縛られ、私学としての独自性が制約される恐れがあります。大学の役割について、政府法案では第7条に盛り込まれていますが、「学問の自由」「大学の自治」との位置づけが明確ではありません。以上については、ほんの一部の問題点に過ぎません。

私たちは十分な審議のないままの拙速な採決に反対します。私たちは現行教育基本法と政府法案の関係、法案の各条文、条文と条文との関係などについて、十分な時間をかけた徹底審議を求めます。

そして、真理を探究する大学に働く教職員として、「教え子を再び戦場に送らない」決意を込めて、政府法案に強く反対することを表明します。

2006年12月11日

東海地区私立大学教職員組合連合執行委員会